

(お知らせ) 行政処分を受けた場合の更新許可申請時の取扱いについて

平成14年7月1日付け北陸信越運輸局長公示第11号「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の2.(3)(ハ)または(ニ)に該当する場合は、更新許可となりませんのでご注意ください。

(ハ) 前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止以上又は使用制限(禁止)の処分を受けている場合

(ニ) 前回許可時から更新申請時までの間に、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について(平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号)」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

注1) 「前回許可時」とは前回の許可有効期限日の翌日、「更新申請時」とは現在の許可有効期限日を示します。

注2) 貸切事業に限らず、兼業している自動車運送事業の処分も対象になります。

注3) (ハ)の「毎年連続」とは毎事業年度連続のことです。

注4) (ニ)の「認定された事業者による運輸安全マネジメント評価」とは、以下の事業者(第三者機関)が実施する評価をいいます。(国が実施する評価は対象外です。)

○認定されている第三者機関(令和2年11月26日現在)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/thirdparty.html>

- ・(独)自動車事故対策機構(NASVA) ・MS&ADインターリスク総研(株)
- ・SOMPOリスクマネジメント(株) ・東京海上ディーアール(株)
- ・(一財)日本品質保証機構(JQA) ・(一社)日本海事検定協会(NKKK)

**【問合せ先】**

北陸信越運輸局自動車交通部 旅客課 貸切担当  
TEL: 025-285-9154